

熊本県公報

号外 第 41 号

平成 19 年 10 月 3 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) 5
- 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………(市町村総室) 6
- 熊本県子ども輝き条例……………(少子化対策課) 6
- 熊本県立保育大学校条例を廃止する条例……………(") 7
- 熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例……………(薬務衛生課) 8
- 熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例……………(") 8
- 熊本県景観条例の一部を改正する条例……………(都市計画課) 8
- 熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例……………(下水環境課) 11
- 熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(建 築 課) 11
- 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例……………(住 宅 課) 12
- 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例……………(学校人事課) 12
- 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(") 13
- 熊本県立美術館条例の一部を改正する条例……………(文 化 課) 13

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 温泉法の一部改正に伴い、次のとおり新たに手数料を設けることとした。(第 2 条第 1 項第 66 号の 2 関係)
土地掘削、ゆう出路増掘若しくは動力装置又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (7,400 円)
- 2 温泉法の一部改正に伴い、引用している規定の整理を行うこととした。(第 2 条第 1 項第 65 号、第 66 号及び第 66 号の 3 関係)
- 3 手数料徴収の対象事務に用途地域の指定のない区域内における大規模な集客施設の建築許可事務を加えることとした。(第 2 条第 1 項第 192 号関係)
- 4 手数料の額を次のとおり改定することとした。
 - (1) 免許証交付手数料 (第 2 条第 1 項第 404 号ア関係)
第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (「1,650 円」→「2,100 円」)
 - (2) 免許証再交付手数料 (第 2 条第 1 項第 405 号ア関係)
第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (「3,200 円」→「3,650 円」)
 - (3) 免許証の更新手数料 (「2,100 円」→「2,550 円」) (第 2 条第 1 項第 411 号関係)
- 5 この条例は、平成 19 年 10 月 20 日から施行することとした。ただし、3 及び 6 の (2) については、平成 19 年 11 月 30 日から、4 については、平成 20 年 1 月 4 日から施行することとした。
- 6 この条例による手数料の新設等に伴い、次のとおり熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。
 - (1) 別表第 1 手数料の項中第 63 号の 2 を第 63 号の 3 とし、63 号の 2 として「土地掘削、ゆう出路増掘若しくは動力装置又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料」を設けることとした。
 - (2) 別表第 1 手数料の項中第 183 号を「用途地域における建築等許可申請手数料」から「用途地域等における建築等許可申請手数料」に改めることとした。

◇熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県知事選挙における候補者は、一定の金額の範囲内で選挙運動用ビラの作成費用について、無料 (公費負担) で作成することができることとした。(第 1 条及び第 6 条関係)

- 2 1 の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間に選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、熊本県選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を同委員会に届け出なければならないこととした。(第 7 条関係)
- 3 2 の規定による届出をした者に係る選挙運動用ビラの作成の公費負担額及びその支払手続について定めることとした。(第 8 条関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県子ども輝き条例

- 1 条例制定の趣旨を記載することとした。(前文)
- 2 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とすることとした。(第 1 条関係)
- 3 この条例では「子ども」を 18 才未満の者と定義することとした。(第 2 条関係)
- 4 すべての子どもが輝く熊本の実現のための基本理念を次のとおり定めることとした。(第 3 条関係)
 - (1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかけがえのない存在であること。
 - (2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとつての最善の利益が考慮されること。
 - (3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。
- 5 県民が、基本理念にのっとり、それぞれの立場で確保するよう努める子どもの育ちの環境を次のとおり定めることとした。(第 4 条関係)
 - (1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
 - (2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
 - (3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
 - (4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。
- 6 県民が、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことを次のとおり定めることとした。(第 5 条関係)
 - (1) 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
 - (2) 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
 - (3) 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
 - (4) 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自律していくこと。
- 7 それぞれの役割を次のとおり定めることとした。(第 6 条関係)
 - (1) 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接する等努めるものとする。
 - (2) 子どもの教育、保育等を行う者は、専門性を高めるとともに、互いに協力し、支援するよう努めるものとする。
 - (3) 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えるよう努めるものとする。
- 8 県の取組を次のとおり定めることとした。(第 7 条関係)
 - (1) 県は、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。
 - (2) 県は、県民に対する広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。
- 9 肥後っ子の日を次のとおり定めることとした。(第 8 条関係)
 - (1) 県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける。
 - (2) 肥後っ子の日は、毎月 15 日とする。
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立保育大学校条例を廃止する条例

- 1 熊本県立保育大学校条例は、廃止することとした。
- 2 熊本県手数料条例の一部改正
熊本県立保育大学校の廃止に伴い、入学試験及び在学証明書の手数料に係る規定を削ることとした。(第 2 条第 1 項関係)
- 3 熊本県収入証紙条例の一部改正
熊本県立保育大学校の廃止に伴い、入学試験手数料に係る規定を削ることとした。(別表第 1 関係)
- 4 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例

- 1 理容所の開設に際しての洗場の設置義務を明確にすることとした。(第 3 条第 4 号関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例

- 1 美容所の開設に際しての洗場の設置義務を明確にすること等に伴い、関係規定を整備することとした。(第 3 条第 2 号及び第 4 号関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県景観条例の一部を改正する条例

- 1 景観法(以下「法」という。)の施行に伴い、これまでの景観行政の施策を変更することなく法との整合性を図るとともに、法に基づく規制等に含まれない本県独自の規制を自主条例として存続させるため、次のとおり景観条例の一部を改正することとした。
 - (1) 目的規定に法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項を定めること等を加えることとした。(第 1 条関係)
 - (2) 景観計画は、景観形成基本方針に即して定めるものとし、景観計画においては、第 7 条第 2 項に掲げる行為に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができることとした。(第 6 条関係)
 - (3) 法第 16 条第 1 項の規定による届出の対象となる行為を次に掲げる行為とすることとした。(第 7 条第 1 項関係)
 - ア 景観形成地域における次に掲げる行為
 - (ア) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (イ) 木竹の伐採
 - (ウ) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
 - (エ) 鉱物の掘採又は土石の採取
 - (オ) 土地の区画形質の変更
 - イ 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(アに規定する行為を除く。)
 - ウ 景観形成地域を除く景観計画区域内における大規模行為(イに規定する行為を除く。)のうち建築物等の撤去以外の行為
 - (4) (3)に掲げる行為のほか、次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(第 7 条第 2 項関係)
 - ア 景観形成地域における次に掲げる行為
 - (ア) 建築物等の撤去
 - (イ) 屋外における自動販売装置の設置
 - (ウ) 広告物(屋外広告物法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれに類するもので屋内から屋外の公衆に向けて表示されるものをいう。)の設置及び外観の変更
 - イ 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去(アに規定する行為を除く。)
 - ウ 景観形成地域を除く景観計画区域内における大規模行為(イに規定する行為を除く。)のうち建築物等の撤去
 - (5) (4)に掲げる行為の届出をした者は、届出に係る事項を変更しようとするときは、第 9 条第 2 項に該当する場合を除き、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(第 7 条第 3 項関係)
 - (6) 知事は、(4)及び(5)の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告をすることができることとした。(第 7 条

第 5 項関係)

- (7) 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う行為については、(3)、(4) 及び (5) の届出等をするを要しないこととした。(第 8 条関係)
- (8) 適用除外となる行為は、次に掲げる行為とすることとした。(第 9 条関係)
 - ア 景観形成地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - イ 特定施設届出地区における行為で規則で定めるもの
 - ウ 大規模行為に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (9) 法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める特定届出対象行為は、第 7 条第 1 項の規定により届出を要する行為のうち、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為とすることとした。(第 10 条関係)
- (10) 景観計画の策定及び変更を諮問事項とするなど、条例改正の趣旨に合わせて景観審議会への諮問事項を整備することとした。(第 18 条関係)
- (11) 良好な景観の形成に関する条例を制定している市町村の区域について、知事が指定した地域については、第 7 条から第 10 条までの規定は適用しないこととした。(第 20 条関係)
- (12) 条例で届出義務を課した行為の違反者については、従来どおり罰金に処することとした。(第 22 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 3 この条例による改正後の熊本県景観条例(以下「新条例」という。)第 6 条の景観計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び第 18 条の規定の例により行うことができることとした。(附則第 2 項関係)
- 4 次の経過措置を置くこととした。(附則第 3 項、第 4 項及び第 5 項関係)
 - (1) 景観行政団体である市町村の区域のうち、この条例による改正前の熊本県景観条例(以下「旧条例」という。)第 33 条に規定する規則で定める区域を除く区域における新条例の適用については、当該市町村が法第 8 条の規定に基づく景観計画を策定し、関連する条例を施行する日の前日までは、なお従前の例によることとした。
 - (2) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第 2 章の規定による届出又は変更の届出がなされた行為については、なお従前の例によることとした。
 - (3) (1) 及び (2) の規定によりなお従前の例によることとされている行為又はこの条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

- 1 熊本北部流域下水道に植木町公共下水道を接続することに伴い、関係規定を整備することとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 19 年 12 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 都市計画法の一部改正に伴い、大規模開発行為に対する許可に関する規定が削られたため、この規定に基づき市街化調整区域における開発行為に関する面積の特例を定めている規定を削ることとした。(第 6 条関係)
- 2 その他関係規定を整理することとした。(第 4 条、第 5 条及び第 7 条関係)
- 3 この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行することとした。

◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 本県の県営住宅及び県営改良住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏の確保、公営住宅制度への信頼確保等のため、県営住宅及び県営改良住宅の入居者、同居者等から暴力団員を排除するため次のとおり関係規定を整備することとした。
 - (1) 暴力団員の意義を定めることとした。(第 2 条関係)
 - (2) 県営住宅の入居者資格を暴力団員でない者及び同居しようとしている親族が暴力団員でない者とする事とした。(第 4 条関係)
 - (3) 県営住宅に同居しようとする者が暴力団員である場合には、同居の承認をしてはならないこととした。(第 9 条の 2 関係)
 - (4) 県営住宅の入居者から入居の承継をしようとする者が暴力団員である場合には、入居の承継の承認をしてはならないこととした。(第 9 条の 3 関係)
 - (5) 県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合には、県営住宅の明渡しを請求することができることとした。(第 27 条関係)
 - (6) その他関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校の指定の見直しの時期について「6 年」を「おおむね 6 年」に改めることとした。(第 8 条第 1 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 効率的な事務処理に資するため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の一部を、市町村が処理することとする必要があり、市町村が処理する事務に扶養手当、単身赴任手当及び児童手当の認定等に係る事務を新たに加えることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立美術館本館の多目的室を改修して、美術館の一部として永青文庫展示室を開設するため、次のとおり関係規定を整備することとした。
 - (1) 永青文庫展示室の観覧料及び本館常設展示室と永青文庫展示室を合わせた共通観覧料の額を定めることとした。(別表第 1 関係)
 - (2) 本館多目的室を改修し、永青文庫展示室として開設することに伴い、利用施設としての多目的室を廃止することとした。(別表第 2 関係)
 - (3) 観覧料及び使用料に係る消費税を総額表示するため、関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 25 日から施行することとした。

条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 52 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 65 号中「第 9 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同項第 66 号中「第 13 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改め、同項第 66 号の 2 中「第 15 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号を同項第 66 号の 3 とし、同項第 66 号の次に次の 1 号を加える。

(66) の 2 温泉法第 6 条第 1 項（同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 16 条第 1 項の規定に基づく法人の合併又は分割による許可の地位の承継の承認申請並びに同法第 7 条第 1 項（同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 17 条第 1 項の規定に基づく相続による許可の地位の承継の承認申請に対する審査
土地掘削、ゆう出路増掘若しくは動力装置又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 7,400 円

第 2 条第 1 項第 192 号中「又は第 12 項ただし書」を「、第 12 項ただし書又は第 13 項ただし書」に、「用途地域における建築等許可申請手数料」を「用途地域等における建築等許可申請手数料」に改め、同項第 404 号ア中「1,650 円」を「2,100 円」に改め、同項第 405 号ア中「3,200 円」を「3,650 円」に改め、同項第 411 号中「2,100 円」を「2,550 円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項第 192 号の改正規定及び附則第 2 項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）別表第 1 手数料の項中第 183 号の改定規定に限る。）
平成 19 年 11 月 30 日

(2) 第 2 条第 1 項第 404 号ア、第 405 号ア及び第 411 号の改正規定 平成 20 年 1 月 4 日

2 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 手数料の項中第 63 号の 2 を第 63 号の 3 とし、第 63 号の次に次の 1 号を加える。

63 の 2 土地掘削、ゆう出路増掘若しくは動力装置又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
--

別表第 1 手数料の項中第 183 号を次のように改める。

183 用途地域等における建築等許可申請手数料

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 53 号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年熊本県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」の次に「、第 142 条第 11 項」を、「使用」の次に「、法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「第 6 条後段」を「第 9 条後段」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条中「第 8 条各号」を「第 11 条各号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第 6 条 熊本県知事の選挙における候補者は、第 8 条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第 7 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第 8 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（1）当該ビラの作成枚数が 50,000 枚以下である場合 7 円 30 銭

（2）当該ビラの作成枚数が 50,000 枚を超える場合 365,000 円と 4 円 88 銭にその 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

熊本県子ども輝き条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 54 号

熊本県子ども輝き条例

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みな願ひである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子どもが日本で一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「子ども」とは、18 歳未満の者をいう。

(基本理念)

第 3 条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかけがえのない存在であること。

(2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。

(3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

(子どもの育ちの環境づくり)

第 4 条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

(1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。

(2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。

(3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。

(4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。

(子どもに教え伝えていくこと)

第 5 条 県民は、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくものとする。

(1) 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。

(2) 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。

(3) 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。

(4) 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(それぞれの役割)

第 6 条 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めるものとする。

2 子どもの教育、保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めるものとする。

3 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えていくよう努めるものとする。

(県の取組)

第 7 条 県は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

2 県は、この条例に掲げる基本理念について、子どもを含めた県民の理解が深まり、この条例に規定する取組について、県民がそれぞれの立場で進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。

(肥後っ子の日)

第 8 条 県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける。

2 肥後っ子の日は、毎月 15 日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立保育大学校条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 55 号

熊本県立保育大学校条例を廃止する条例

熊本県立保育大学校条例（昭和 29 年熊本県条例第 76 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県手数料条例の一部改正)

- 2 熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 636 号を次のように改める。

(636) 削除

第 2 条第 1 項第 637 号中「県立保育大学校による」を「旧熊本県立保育大学校条例（昭和 29 年熊本県条例第 76 号）により設置されていた熊本県立保育大学校に係る」に改め、「、在学証明書」及び「（県立保育大学校の学生の申請に係る証明書の交付を除く。）」を削る。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 手数料の項中第 568 号を次のように改める。

	568 削除	
--	--------	--

熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 56 号

熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例

熊本県理容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 作業場には、手指、器具等の洗浄を行うための洗場及び洗髪を行うための洗場を設けること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 57 号

熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例

熊本県美容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 号中「及び洗髪場所」を削り、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 作業場には、手指、器具等の洗浄を行うための洗場及び洗髪を行うための洗場を設けること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 58 号

熊本県景観条例の一部を改正する条例

熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 景観計画（第 6 条）
- 第 3 章 行為の規制等（第 7 条－第 10 条）
- 第 4 章 公共事業等における景観形成（第 11 条・第 12 条）
- 第 5 章 特定事業者との景観形成協定（第 13 条）
- 第 6 章 援助等（第 14 条・第 15 条）
- 第 7 章 県民の景観形成活動（第 16 条・第 17 条）
- 第 8 章 熊本県景観審議会（第 18 条・第 19 条）
- 第 9 章 雑則（第 20 条・第 21 条）
- 第 10 章 罰則（第 22 条・第 23 条）

附則

第 1 条中「景観形成のための活動を促進することにより」を「景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより」に改める。

第 2 条に次の 4 項を加える。

- 3 この条例において「景観形成地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、県土の景観形成上重要な地域として第 6 条の景観計画で定める地域とする。
- (1) 山、高原、海、河川等の自然の風景を有する地域

- (2) 歴史的遺産を有する地域
 - (3) 田園風景を有する地域
 - (4) 道路及びその周辺の地域
 - (5) 都市施設の集積地域
 - (6) その他知事が特に必要と認める地域
- 4 この条例において「特定施設届出地区」とは、県内において、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する道路並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。）の沿道の区域で第 6 条の景観計画で定める区域とする。
- 5 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。
- 6 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 建築物で、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築（増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この項において同じ。）、改築（改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この項において同じ。）、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
 - (2) 工作物で、その高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
 - (3) さく及び塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
 - (4) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
 - (5) 土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。）で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- 第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。
(景観形成基本方針)
- 第 5 条 県は、県土の景観形成に関する基本方針（以下「景観形成基本方針」という。）を策定するものとする。
- 第 2 章及び第 3 章を次のように改める。
- 第 2 章 景観計画
- 第 6 条 景観計画（法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）は、景観形成基本方針に即して定めるものとする。
- 2 景観計画においては、次条第 2 項各号に掲げる行為に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができる。
- 第 3 章 行為の規制等
(届出行為等)
- 第 7 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出の対象となる行為（同項第 4 号の規定により条例で定める行為を含む。）は、次の各号に掲げる行為とする。
- (1) 景観形成地域における次に掲げる行為
 - ア 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - イ 木竹の伐採
 - ウ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
 - エ 鉱物の掘採又は土石の採取
 - オ 土地の区画形質の変更
 - (2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（前号に規定する行為を除く。）
 - (3) 景観形成地域を除く景観計画区域（景観計画において定める景観計画の区域をいう。以下同じ。）内における大規模行為（前号に規定する行為を除く。）のうち建築物等の撤去以外の行為
- 2 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 景観形成地域における次に掲げる行為

- ア 建築物等の撤去
- イ 屋外における自動販売装置の設置
- ウ 広告物（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれに類するもので屋内から屋外の公衆に向けて表示されるものをいう。）の設置及び外観の変更
- （2） 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（前号に規定する行為を除く。）
- （3） 景観形成地域を除く景観計画区域内における大規模行為（前号に規定する行為を除く。）のうち建築物等の撤去
- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該変更により、第 9 条第 2 項に掲げる行為に該当することとなる場合を除き、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第 1 項の届出及び前 2 項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 知事は、第 2 項及び第 3 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 6 前項の勧告は、第 2 項又は第 3 項の規定による届出のあった日から 30 日以内にしなければならない。
- 7 法第 16 条第 2 項の規定による変更の届出は、当該変更が同条第 3 項の勧告に従うことにより生じるとき、又は法第 17 条第 1 項の規定による命令に従うことにより生じるときは、することを要しない。
- 8 第 3 項の規定による変更の届出は、当該変更が第 5 項の勧告に従うことにより生じるときは、することを要しない。
- （国、地方公共団体等の特例）
- 第 8 条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、法第 16 条第 5 項の規定による通知並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定による届出をすることを要しない。
- 2 規則で定める公共的団体が行う行為については、法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定による届出をすることを要しない。
- （適用除外）
- 第 9 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、第 7 条第 1 項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。
 - （1） 景観形成地域における通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - （2） 特定施設届出地区における行為で規則で定めるもの
 - （3） 大規模行為に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 2 第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号に掲げる行為については、適用しない。
- （特定届出対象行為）
- 第 10 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、第 7 条第 1 項の規定により届出を要する行為のうち、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為とする。
- 第 29 条第 2 項中「第 23 条第 2 項各号」を「第 13 条第 2 項各号」に改め、第 4 章中同条を第 16 条とし、第 30 条を第 17 条とする。
- 第 31 条第 4 項各号を次のように改め、第 5 章中同条を第 18 条とする。
 - （1） 景観形成基本方針の策定及び変更
 - （2） 景観計画の策定及び変更
 - （3） 第 2 条第 5 項及び第 6 項の規則の制定、改正及び廃止
 - （4） 第 20 条の規定による地域の指定
 - （5） 法第 17 条の規定による命令に関すること。
 - （6） その他知事が必要と認める景観形成に関する重要事項
- 第 32 条を第 19 条とし、第 6 章中第 33 条を削り、第 34 条を第 21 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。
 - （市町村の条例との調整）
- 第 20 条 市町村が良好な景観の形成に関する条例を制定している場合において、知事が当該条例の適用により県土の良好な景観の形成を図る上で支障を生ずるおそれがないと認めて指定した地域については、第 7 条から第 10 条までの規定は、適用しない。
- 第 35 条中「第 9 条、第 14 条又は第 18 条の規定による」を「第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反して」に改め、第 7 章中同条を第 22 条とする。
- 第 36 条を第 23 条とする。
- 第 7 章を第 10 章とし、第 6 章を第 9 章とし、第 5 章を第 8 章とし、第 4 章を第 7 章とし、第 3 章の次に次の 3 章を加える。
 - 第 4 章 公共事業等における景観形成
 - （公共事業等景観形成指針）
- 第 11 条 知事は、公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすもの（以下「公共事業等」という。）について景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定めるものとする。
- （公共事業等景観形成指針の遵守等）
- 第 12 条 県は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

- 2 知事は、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

第 5 章 特定事業者との景観形成協定

- 第 13 条 知事は、県土の景観形成を図るうえで必要があると認めるときは、その事業に係る一団の土地の面積が規則で定める面積を超える事業（以下「特定事業」という。）を営み、又は営もうとする者（国の機関、地方公共団体及び規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）を除く。）と景観形成に関する協定を締結することができる。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。
- (1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる区域に関する事項
 - (2) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項
 - (3) 駐車場等附帯施設の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項
 - (4) 協定の有効期間に関する事項
 - (5) 協定の廃止又は変更の手続に関する事項
 - (6) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項
- 3 市町村長は、知事に対し、当該市町村内において特定事業を営み、又は営もうとする者と第 1 項の協定を締結するよう要請することができる。
- 4 知事は、第 1 項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

第 6 章 援助等

(援助)

- 第 14 条 県は、知事の指導、助言又は勧告に従って、景観形成のために必要な措置を講じる者に対して、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において、当該措置のために必要な経費の一部を助成することができる。

- 2 県は、市町村の景観形成施策の策定及び実施に関し必要な技術的援助を行うことができる。

- 3 県は、第 16 条第 1 項の協定を締結しようとする者若しくは締結された協定の当事者又は第 17 条の市民団体等に対し、景観形成上必要な技術的援助を行うことができる。

- 4 県は、市町村が、第 16 条第 4 項の認定を受けた景観形成住民協定の当事者が協力して行う景観形成活動に対し技術的援助その他の援助を行うときは、予算の範囲内において、当該援助のために必要な経費の一部を助成することができる。

(啓発)

- 第 15 条 県は、県民、事業者等に対し、県土の景観形成施策に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

- 2 県は、次条第 1 項の協定の締結が促進されるよう必要な啓発に努めるとともに、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定その他景観形成を図るうえで活用できる制度で、県民、事業者等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の熊本県景観条例（以下「新条例」という。）第 6 条の景観計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び第 18 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 景観行政団体である市町村の区域のうち、この条例による改正前の熊本県景観条例（以下「旧条例」という。）第 33 条に規定する規則で定める区域を除く区域における新条例の適用については、当該市町村が景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定に基づく景観計画を策定し、関連する条例を施行する日の前日までは、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第 2 章の規定による届出又は変更の届出がなされた行為については、なお従前の例による。

- 5 前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされている行為又はこの条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 59 号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「合志市」を「合志市 植木町」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 60 号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条（見出しを含む。）及び第 5 条（見出しを含む。）中「法第 34 条第 8 号の 3」を「法第 34 条第 11 号」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 61 号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例（昭和 35 年熊本県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（8）暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。

第 4 条の見出しを「（入居者の資格等）」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

県営住宅の入居者は、法第 23 条及び第 24 条に規定する条件を具備する者であって、その者及び法第 23 条第 1 号に規定する親族がいずれも暴力団員でないものでなければならない。

第 5 条第 1 項中「法第 23 条及び第 24 条」を「前条第 1 項」に、「者は」を「ものは」に改める。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（同居の承認）

第 9 条の 2 知事は、法第 27 条第 5 項に規定する承認をする場合において、公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合のほか、当該承認を得て入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、当該承認をしてはならない。

（入居の承継）

第 9 条の 3 知事は、法第 27 条第 6 項に規定する承認をする場合において、省令第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合のほか、当該承認を受けようとする者が暴力団員である場合は、当該承認をしてはならない。

第 11 条第 2 項中「公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）」を「省令」に改める。

第 27 条の見出しを「（住宅の明渡し請求等）」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

知事は、法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合のほか、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

第 31 条中「第 5 条から第 9 条まで」を「第 4 条第 1 項、第 5 条から第 9 条の 3 まで」に、「第 5 条中」を「第 4 条第 1 項中」に改め、「第 26 条」との次に「、「法第 23 条第 1 号」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 3 条第 4 号イ」と」を加える。

第 36 条第 1 項中「、「第 5 条から第 9 条まで」を「及び第 2 項、第 5 条から第 9 条の 3 まで」に、「第 26 条及び」を「から第 27 条まで並びに」に、「第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 1 項中」を「第 4 条第 2 項中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 62 号

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和 46 年熊本県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「6 年」を「おおむね 6 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 63 号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

事 務	市 町 村
1 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（次項において「職員」という。）の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの	各市町村
2 職員に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 7 条の規定による児童手当の受給資格及び額の認定に関する事務	各市町村

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 64 号

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

熊本県立美術館条例（昭和 50 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「額に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）の」を削り、同項ただし書を削る。

第 6 条第 2 項中「に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分		個人（1 人 1 回）	団 体 （20 人以上・1 人 1 回）
本館常設展示室	一般人	260 円	190 円
	大学生	160 円	120 円
永青文庫展示室	一般人	200 円	150 円
	大学生	120 円	100 円
本館常設展示室・永青文庫 展示室共通	一般人	400 円	300 円
	大学生	240 円	180 円
備考			
1 「一般人」とは、満 15 歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。			
2 「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。			

別表第 2（第 6 条関係）

施 設	1 日当たりの使用料の額	
	利用者が入場料金を徴収しない場合	利用者が入場料金を徴収する場合

本館	展覧会場第一室	8,090 円	9,770 円
	展覧会場第二室	10,710 円	12,810 円
	展覧会場第三室	11,660 円	13,970 円
分館	展覧会場第一室	7,560 円	9,030 円
	展覧会場第二室	7,350 円	8,820 円
	展覧会場第三室	11,550 円	13,860 円
	ギャラリー	4,520 円	5,360 円

附 則
この条例は、平成 20 年 4 月 25 日から施行する。